

資料 1

令和元年度 第 2 回 県国保連協

令和 2 年 2 月 14 日 (金)

高知県国民健康保険事業特別会計の 令和元年度 2月補正予算（案）の概要について

高知県
健康政策部 国民健康保険課

令和元年度 保険給付費（※）の状況（平成31年3月診療分～令和元年12月診療分）について

※現物給付分と現金給付分のうち国保連合会を經由して支払う分の合計

（保険給付費の約98パーセントを占める部分）。

※一般被保険者分と退職被保険者分の合計。

※【引用元】実績額は「国民健康保険診療報酬等請求内訳書」。

<3月診療分から12月診療分（10ヶ月分）までの累計>

◆令和元年度 実績：52,363百万円

■平成30年度 実績：53,274百万円

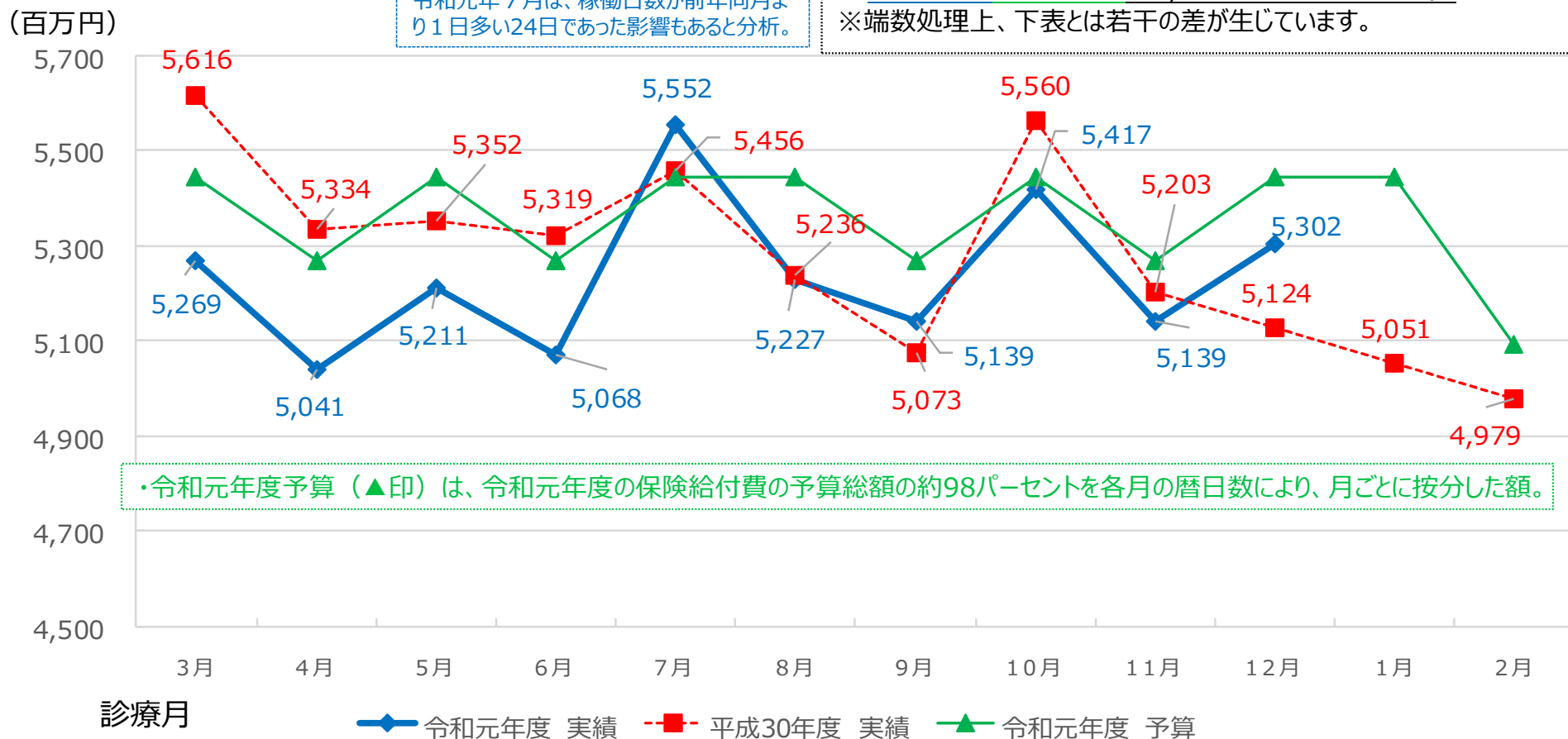
▲令和元年度 予算：53,728百万円

・R元実績－H30実績：▲911百万円（▲1.7%）

・R元実績－R元予算：▲1,365百万円（▲2.5%）

※端数処理上、下表とは若干の差が生じています。

令和元年7月は、稼働日数が前年同月より1日多い24日であった影響もあると分析。



令和元年度 2月補正予算（案）の概要 [高知県国民健康保険事業特別会計]

～2月補正予算（案）のポイント～

約1,734百万円の増額補正

- Point 1：平成30年度に交付されていた国費について、額が確定したことに伴い超過交付されていた額を国に返納するため増額補正：約1,431百万円
- Point 2：平成30年度に財源不足額の充当のために取り崩した国保財政安定化基金のうち、余剰分を基金に積み戻すため増額補正：約91百万円

(1)主な歳出の増減		令和元年度 当初予算額①	令和元年度 決算見込額②	2月補正（案） ③＝②-①	要因など	
歳出 総額		80,952,663千円	82,686,637千円	1,733,974千円	※主な歳出は以下のとおり。	
主な歳出	総務費	84,958千円	1,515,947千円	1,430,989千円	平成30年度に超過交付されていた国費を返納するため、増額補正。	
	交付金 保険給付費等	普通交付金	65,504,935千円	65,504,935千円	0千円	11月診療分までの実績から推計すると、予算の範囲内に収まる見込みであるが、今後のインフルエンザの流行などの予期できない保険給付費（医療費）の増加に備えて、減額補正はしない。
		特別交付金	1,618,206千円	1,880,867千円	262,661千円	市町村に対する「結核性疾患および精神病に係る療養給付費等が多額」であることが見込まれるため、増額補正。
	後期高齢者支援金等	9,988,331千円	9,938,331千円	▲50,000千円	社会保険診療報酬支払基金が、告示額等を基に算出して、額が確定したことにより減少するため、減額補正。	
	国保財政安定化基金積立金	2,032千円	93,365千円	91,333千円	平成30年度に取り崩した額のうち余剰分を基金に積み戻すため、増額補正。	

(2)主な歳入の増減		令和元年度 当初予算額①	令和元年度 決算見込額②	2月補正（案） ③＝②-①	要因など	
歳入 総額		80,952,663千円	82,686,637千円	1,733,974千円	※主な歳入は以下のとおり。	
主な歳入	療養給付費等負担金	15,572,819千円	15,412,256千円	▲160,563千円	一般被保険者に係る保険給付費が減少する見込みであるため。	
	国民健康保険財政調整交付金 （普通調整交付金分）	6,465,912千円	6,035,008千円	▲430,904千円	令和元年度において、当県の所得と全国の所得の比率が上昇したことなどにより減少する見込みのため。	
	国民健康保険財政調整交付金 （特別調整交付金分）	1,137,983千円	1,402,404千円	264,421千円	市町村への特別交付金の財源に充当するもので、特別交付金が増加したため。	
	高額医療費負担金(国)	658,536千円	638,113千円	▲20,423千円	令和元年度の国保事業費納付金の算定用に国が示した額を計上していたが、高額医療費が増加しなかったため。	
	特定健康診査等負担金(国)	108,172千円	106,787千円	▲1,385千円	対象者数が見込みを下回ったため。	
	繰入金 一般会計	県・繰入金	4,446,319千円	4,338,377千円	▲107,942千円	平成30年度の超過繰り入れ額の精算による影響。
		高額医療費負担金(県)	658,536千円	638,113千円	▲20,423千円	※高額医療費負担金(国)と同じ。
		特定健康診査等負担金(県)	108,172千円	93,471千円	▲14,701千円	対象者数が見込みを下回ったため
基金繰入金（決算補填目的）	計上なし	579,694千円	579,694千円	国・普通調整交付金、高額医療費負担金（国・県分）、県・繰入金の減少分に基金を充当。		
繰越金	82,432千円	1,702,000千円	1,619,568千円	H30決算剰余金を令和元年度に繰り越して、国費の返納金の財源に充当。		

資料 2

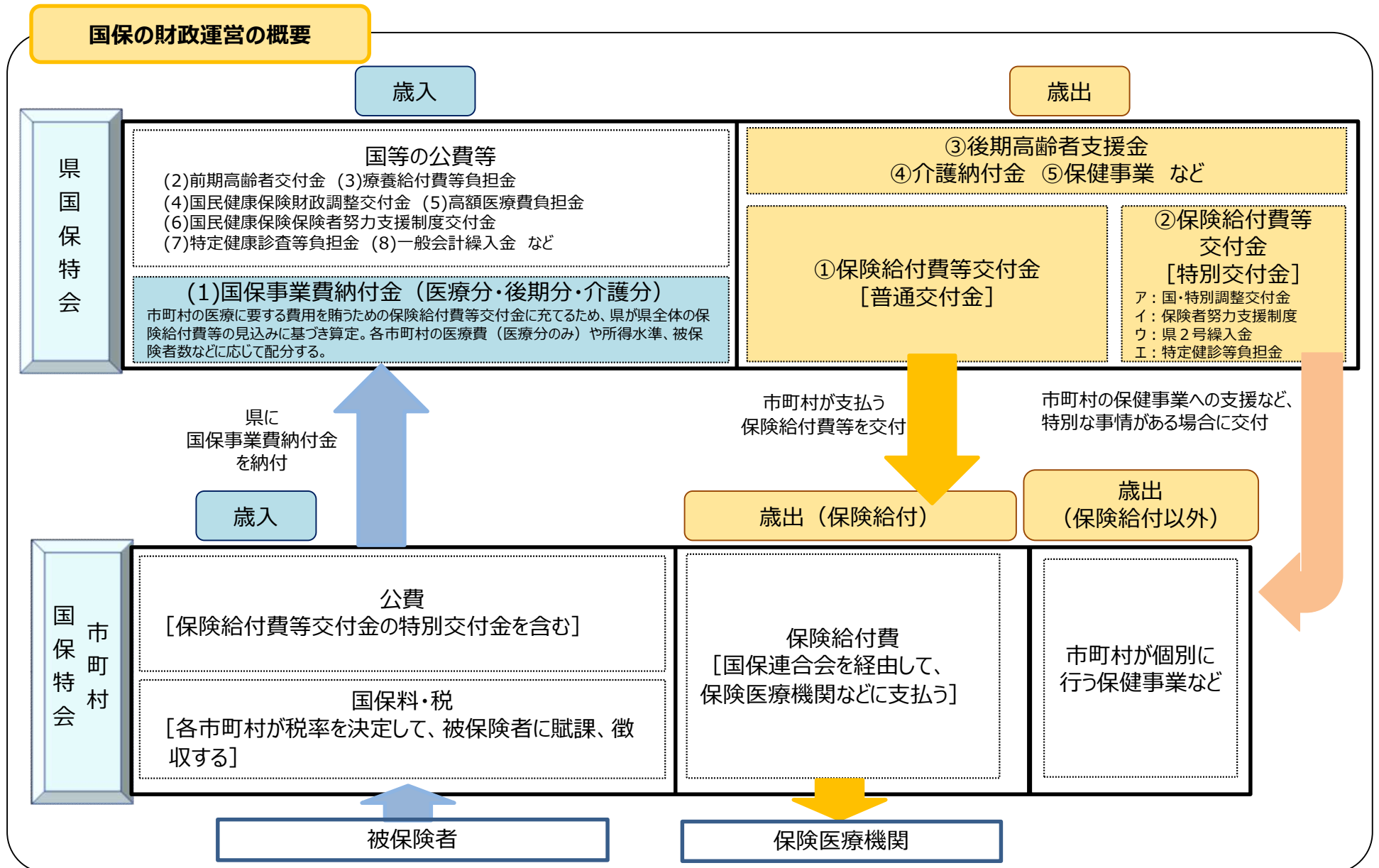
令和元年度 第 2 回 県国保連協

令和 2 年 2 月 14 日 (金)

高知県国民健康保険事業特別会計の 令和 2 年度 当初予算 (案) の概要について

高知県
健康政策部 国民健康保険課

国民健康保険の財政運営の概要



◆主な歳出※【】内は歳出先		内容	R2当初(案)	R元当初	元→2増減額	元→2増減率	増減要因など
保険給付費等交付金		※以下のとおり。	66,517,735	67,123,141	▲605,406	▲0.9%	
内訳	①普通交付金【市町村】	各市町村の保険給付(医療機関等への支払い)に要する費用を交付。	64,743,604	65,504,935	▲761,331	▲1.2%	R2の保険給付費は、R元の決算見込額を4つの年齢階級別にH26→29年度の平均伸び率(※)を用いて推計。(※70歳未満：3.68%、未就学児：3.97%、70歳以上一般：1.37%、70歳以上現役：0.77%)
	②特別交付金【市町村】(※4区分の計)	市町村の個別の事情に応じて交付。	1,774,131	1,618,206	155,925	9.6%	国特調の対象事業費の増加。 ※4区分：国特調、保険者努力支援、県2号繰入金、特定健診等負担金
	③後期高齢者支援金等【社会保険診療報酬支払基金】(「支払基金」という。)	後期高齢者医療制度への支え合いのための経費。	9,875,479	9,988,331	▲112,852	▲1.1%	後期高齢者支援金の1人当たり単価が増加した一方、被保険者数が減少。
	④介護納付金【支払基金】	介護保険制度への支え合いのための経費。	3,530,507	3,625,523	▲95,016	▲2.6%	介護納付金の1人当たり単価が増加した一方、第2号被保険者数が減少。
	⑤保健事業費	被保険者の健康づくりと医薬品の適正使用に向けた取組	16,654	14,309	2,345	16.4%	・重複服薬や多剤投薬の被保険者への医薬品適正使用の通知など。 ・特定健診の受診率の低い40歳代前半の方などへの受診勧奨など。
	⑥国保財政安定化基金積立金	基金への積立金	609,174	2,032	607,142	29,879%	平成30年度に取り崩した額を基金に積み戻すため増加。

◆主な歳入※【】内は歳入元		内容	R2当初(案)	R元当初	元→2増減額	元→2増減率	増減要因など
(1)国保事業費納付金【市町村】			23,130,795	24,011,587	▲880,792	▲3.7%	・保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金の減少。 ・前期高齢者交付金の増加など。
内訳	・医療給付費分	・市町村の医療に要する費用を賄うための「保険給付費等交付金」に充てるため、県が県全体の保険給付費等の見込みに基づき算定。	16,745,710	17,462,953	▲717,243	▲4.1%	
	・後期高齢者支援金等分	・各市町村の医療費(医療分のみ)や所得水準、被保険者数などに応じて配分する。	4,761,024	4,799,678	▲38,654	▲0.8%	
	・介護納付金分		1,624,061	1,748,956	▲124,895	▲7.1%	
(2)前期高齢者交付金【支払基金】		前期高齢者の加入率の偏在による不均衡を全保険者で調整。当該年度は概算交付され、2年後に精算する方式。※国係数により算定。	28,825,556	26,913,581	1,911,975	7.1%	・過年度分精算による影響。
(3)療養給付費等負担金【国】		保険給付費から前期高齢者交付金などを控除した額の32%を国から交付。	14,699,829	15,572,819	▲872,990	▲5.6%	保険給付費の減少や前期高齢者交付金の増加による。
(4)国民健康保険財政調整交付金【国】		都道府県間の財政力の不均衡などを調整。(全国平均で保険給付費等の9%。(普通は7%、特調は2%))	7,488,713	7,603,895	▲115,182	▲1.5%	・普通：6,133,086千円 ・特調：1,355,627千円
(5)高額医療費負担金【国】		1件80万円超のレセプトの発生による国保財政への影響の緩和を図るため、対象経費の1/4を負担。	648,707	658,536	▲9,829	▲1.5%	高額な医療費の減少。
(6)国民健康保険保険者努力支援制度交付金【国】		個人へのインセンティブの提供など、保険者としての努力を行う都道府県や市町村に交付。	688,187	540,970	147,217	27.2%	交付額(県分)の増加。
(7)特定健康診査等負担金【国】		特定健康診査・特定保健指導に要する経費の1/3を負担。	111,549	108,172	3,377	3.1%	対象者数の増加。
(8)一般会計繰入金		※以下のとおり。	4,962,130	5,215,553	▲253,423	▲4.9%	
主なもの	・県・繰入金(旧の県調整交付金)	保険給付費から前期高齢者交付金などを控除した額の9%を一般会計から繰入。	4,199,251	4,446,319	▲247,068	▲5.6%	保険給付費の減少や前期高齢者交付金の増加。
	・高額医療費負担金(県)	1件80万円超のレセプトの発生による国保財政への影響の緩和を図るため、対象経費の1/4を負担。	648,708	658,536	▲9,828	▲1.5%	高額な医療費の減少。
	・特定健康診査等負担金(県)	特定健康診査・特定保健指導に要する経費の1/3を負担。	111,550	108,172	3,378	3.1%	対象者数の増加。

令和2年度「国民健康保険事業費納付金 総額」について

【留意事項】

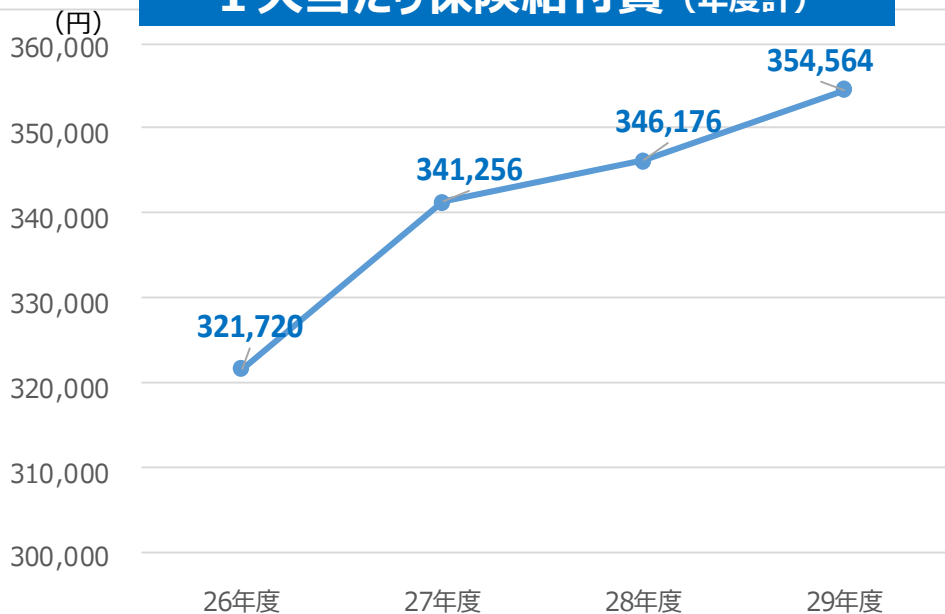
▼この額は、令和2年度に市町村から県に納めていただく「国保事業費納付金総額」であり、令和2年度に被保険者が市町村に納める国保料（税）額ではありません。

(金額単位：円)

No.	市町村名	令和2年度				【参考】令和元年度	比較 (R元⇒R2)	
		医療分	後期分	介護分	合計 (医・後・介の合計)	合計 (医・後・介の合計)	金額ベース (R2-R元)	割合ベース (R2/R元)
							合計 (医・後・介の合計)	合計 (医・後・介の合計)
1	高知市	6,728,365,458	1,858,734,519	626,849,031	9,213,949,008	9,535,631,869	▲ 321,682,861	▲ 3.4%
2	室戸市	506,285,969	120,910,615	43,880,955	671,077,539	737,274,099	▲ 66,196,560	▲ 9.0%
3	安芸市	602,123,679	174,426,713	66,029,605	842,579,997	899,945,855	▲ 57,365,858	▲ 6.4%
4	南国市	1,122,608,099	299,697,314	96,992,617	1,519,298,030	1,556,477,034	▲ 37,179,004	▲ 2.4%
5	土佐市	758,201,248	212,785,653	73,208,713	1,044,195,614	1,120,540,215	▲ 76,344,601	▲ 6.8%
6	須崎市	574,604,683	180,735,722	67,686,975	823,027,380	898,516,338	▲ 75,488,958	▲ 8.4%
7	土佐清水市	399,434,629	119,630,738	40,900,094	559,965,461	630,877,433	▲ 70,911,972	▲ 11.2%
8	宿毛市	510,353,137	155,921,320	54,631,066	720,905,523	657,026,332	63,879,191	9.7%
9	四万十市	710,919,559	234,689,968	80,787,022	1,026,396,549	1,037,342,637	▲ 10,946,088	▲ 1.1%
10	香南市	825,483,753	244,648,068	82,866,299	1,152,998,120	1,197,689,899	▲ 44,691,779	▲ 3.7%
11	香美市	655,840,986	187,863,212	60,876,325	904,580,523	962,680,418	▲ 58,099,895	▲ 6.0%
12	東洋町	72,019,981	19,687,596	5,446,754	97,154,331	104,688,676	▲ 7,534,345	▲ 7.2%
13	奈半利町	99,386,698	27,508,461	8,987,279	135,882,438	140,397,532	▲ 4,515,094	▲ 3.2%
14	田野町	85,452,307	21,816,017	8,559,936	115,828,260	102,326,208	13,502,052	13.2%
15	安田町	94,707,531	23,904,473	10,238,528	128,850,532	137,913,834	▲ 9,063,302	▲ 6.6%
16	北川村	33,704,834	9,139,720	2,193,317	45,037,871	47,990,900	▲ 2,953,029	▲ 6.2%
17	馬路村	14,367,476	5,146,694	1,701,720	21,215,890	27,328,761	▲ 6,112,871	▲ 22.4%
18	芸西村	198,750,037	48,110,210	19,503,425	266,363,672	264,349,877	2,013,795	0.8%
19	大川村	2,142,560	2,113,093	535,762	4,791,415	5,247,620	▲ 456,205	▲ 8.7%
20	土佐町	82,492,219	23,222,910	6,199,060	111,914,189	117,753,703	▲ 5,839,514	▲ 5.0%
21	本山町	63,055,079	22,543,104	6,700,413	92,298,596	102,704,083	▲ 10,405,487	▲ 10.1%
22	大豊町	96,182,485	23,668,637	6,191,435	126,042,557	134,267,062	▲ 8,224,505	▲ 6.1%
23	佐川町	322,784,032	86,216,982	30,661,199	439,662,213	429,049,795	10,612,418	2.5%
24	越知町	124,021,552	41,009,682	15,849,688	180,880,922	180,855,974	24,948	0.0%
25	中土佐町	184,228,420	52,170,012	18,153,539	254,551,971	231,895,952	22,656,019	9.8%
26	日高村	113,626,921	34,459,616	11,341,777	159,428,314	163,600,872	▲ 4,172,558	▲ 2.6%
27	梶原町	70,488,022	23,338,525	4,955,337	98,781,884	111,340,405	▲ 12,558,521	▲ 11.3%
28	大月町	145,166,019	43,462,152	16,993,304	205,621,475	221,168,188	▲ 15,546,713	▲ 7.0%
29	三原村	41,703,239	11,556,117	4,524,018	57,783,374	59,588,655	▲ 1,805,281	▲ 3.0%
30	いの町	519,731,645	154,155,187	48,435,165	722,321,997	738,183,101	▲ 15,861,104	▲ 2.1%
31	津野町	114,912,395	36,442,093	12,288,421	163,642,909	181,593,842	▲ 17,950,933	▲ 9.9%
32	仁淀川町	110,586,674	30,674,939	10,072,468	151,334,081	162,802,117	▲ 11,468,036	▲ 7.0%
33	四万十町	448,931,283	138,456,842	47,987,040	635,375,165	664,966,928	▲ 29,591,763	▲ 4.5%
34	黒潮町	313,048,172	92,178,653	31,833,343	437,060,168	447,572,916	▲ 10,512,748	▲ 2.3%
	県計	16,745,710,781	4,761,025,557	1,624,061,630	23,130,797,968	24,011,589,130	▲ 880,791,162	▲ 3.7%

高知県の国民健康保険における「1人当たり保険給付費」及び「被保険者数」の推移 (平成26年度から29年度の推移)

1人当たり保険給付費 (年度計)



被保険者数 (年度平均)

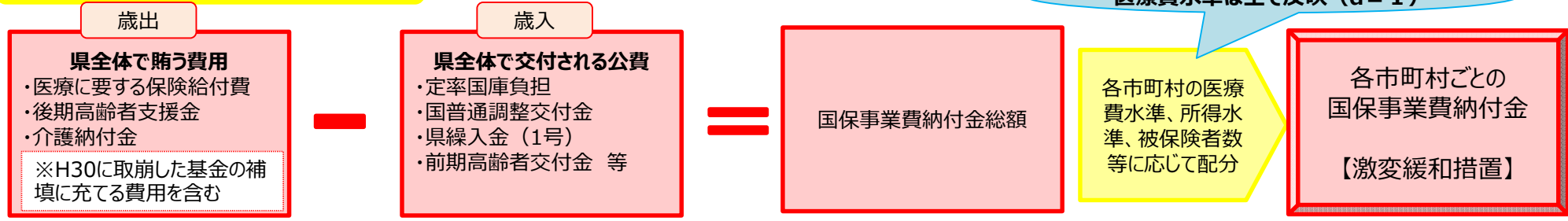


▼高知県の国民健康保険における「1人当たり保険給付費 (年度計)」は、平成26年度から29年度の3カ年平均増加率は、約3.3パーセントの増加。

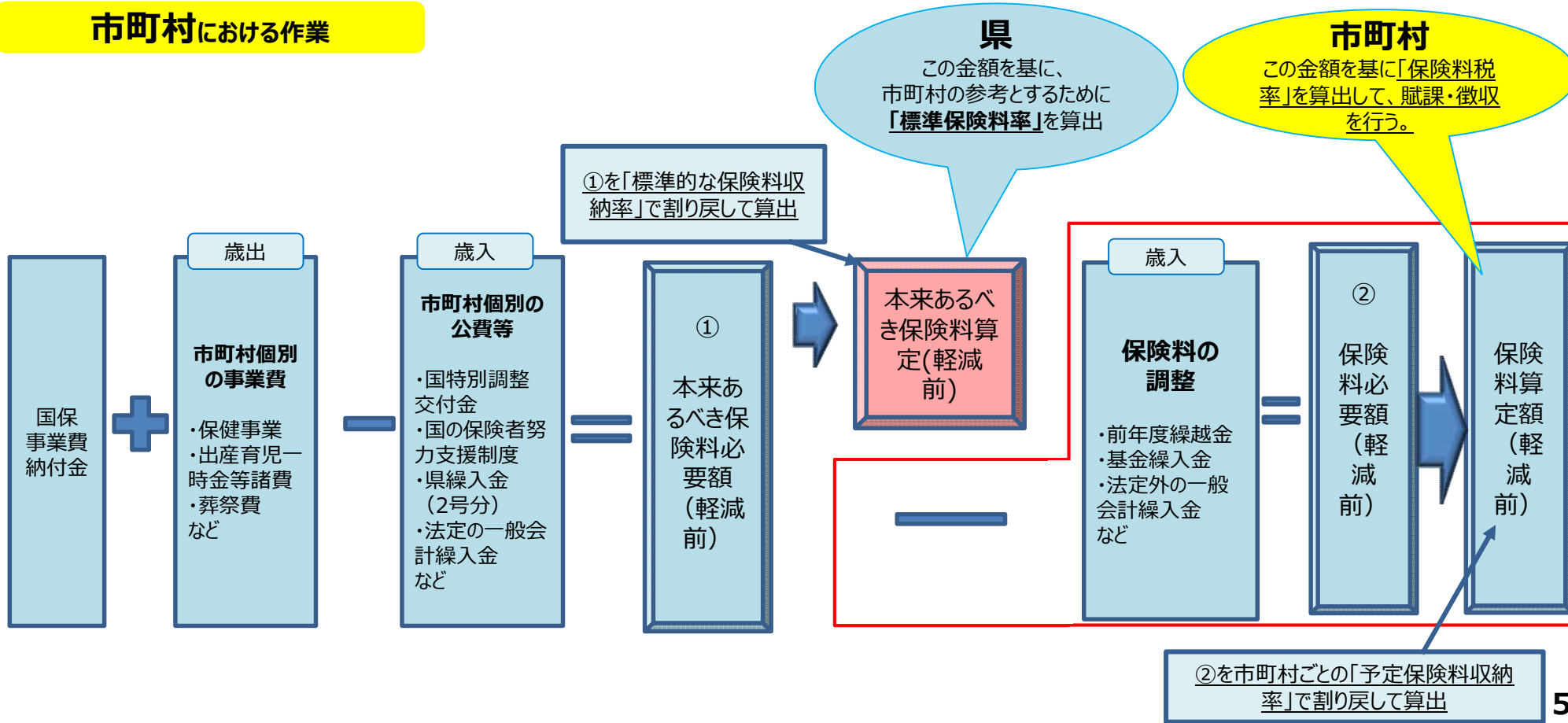
▼高知県の国民健康保険の「被保険者数 (年度平均)」は、平成26年度から29年度の3カ年平均減少率は、約4.0パーセントの減少。

国保事業費納付金と保険料額との関係

県における作業



市町村における作業



「国保事業費納付金」の激変緩和措置について（医療分の基準値）

1. 激変緩和措置の必要性

▼国保制度改革前（平成29年度以前）は、各市町村がそれぞれの保険給付費等の見込みから、各市町村ごとに医療費や前期高齢者割合等に応じ交付されていた公費等を控除して、各市町村が保険料を算出。

▼平成30年度以降は、事業費納付金の仕組みの導入により、県全体に交付された公費を控除した後の納付金総額を、各市町村の医療費水準や所得水準により配分することから、各市町村の責めに帰さない制度改革により、保険料負担が増加する市町村が出てくる。同様に、減少する市町村が出るため総額は変わらない。

▼このため、保険料負担が急激に増加しないよう激変緩和措置を講ずることとしている。

2. 「許容範囲」に関する本県の取りまとめ（平成29年度取りまとめ）

①激変緩和の「許容範囲」は1パーセントとする

▼1パーセントは、平成29年度まで実施されていた『保険財政共同安定化事業』で使用してきており市町村の理解が得られる。

②「許容範囲」の見直し時期（改定時期）について

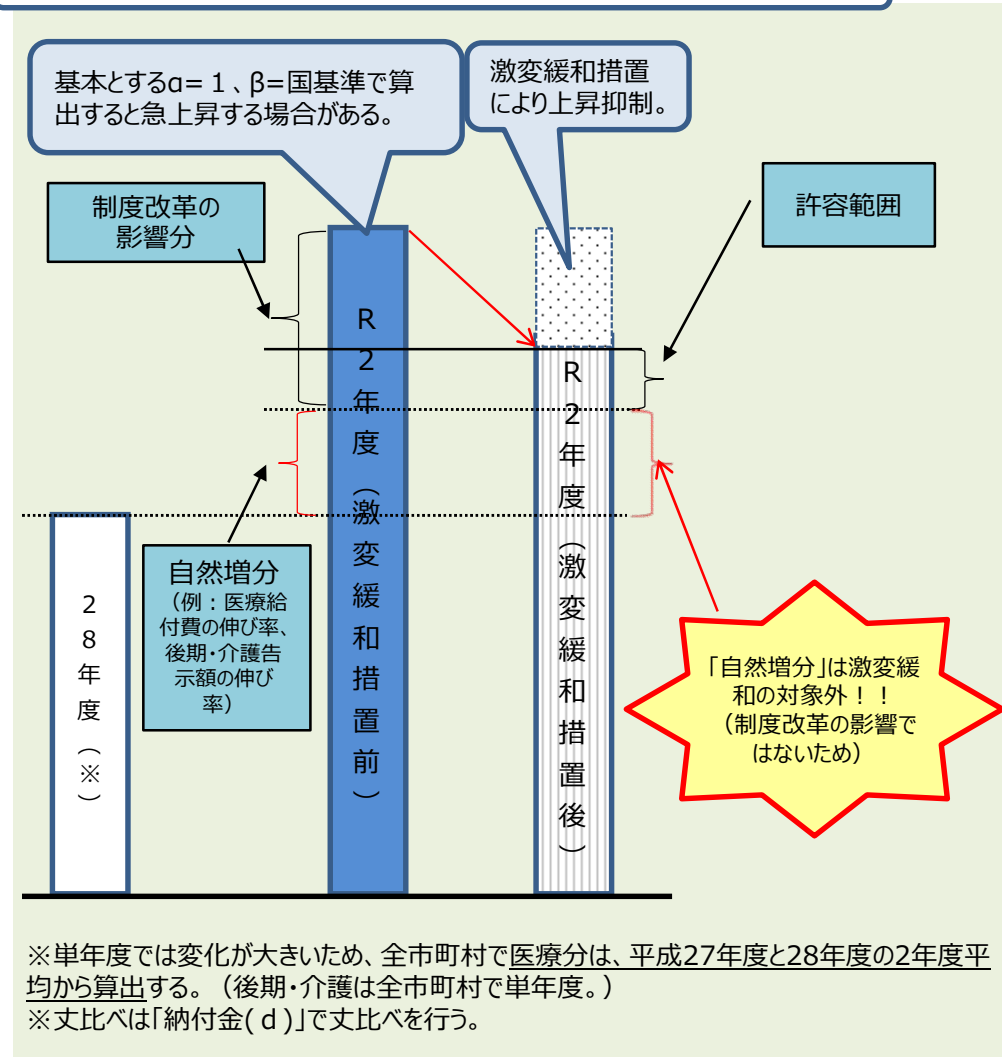
▼激変緩和措置における「許容範囲」は、平成30年度に策定する『県国保運営方針』の対象期間の3年間（平成30～令和2年度）は1パーセントとする。

▼ただし、公費のあり方などに変化があった場合は見直しが必要となることもあり得ることから、毎年度、公費の状況等を踏まえ、市町村と協議を行う。

③激変緩和措置の期間について

▼当面は終期を定めず、次期の『県国保運営方針』の策定（令和2年度改定予定）に向けた協議の中で、被保険者への制度改革の周知の状況や公費の在り方等の検討状況も踏まえて検討・協議を行うこととする。

イメージ図（図は「被保険者1人当たりの国保事業費納付金」を表す。）

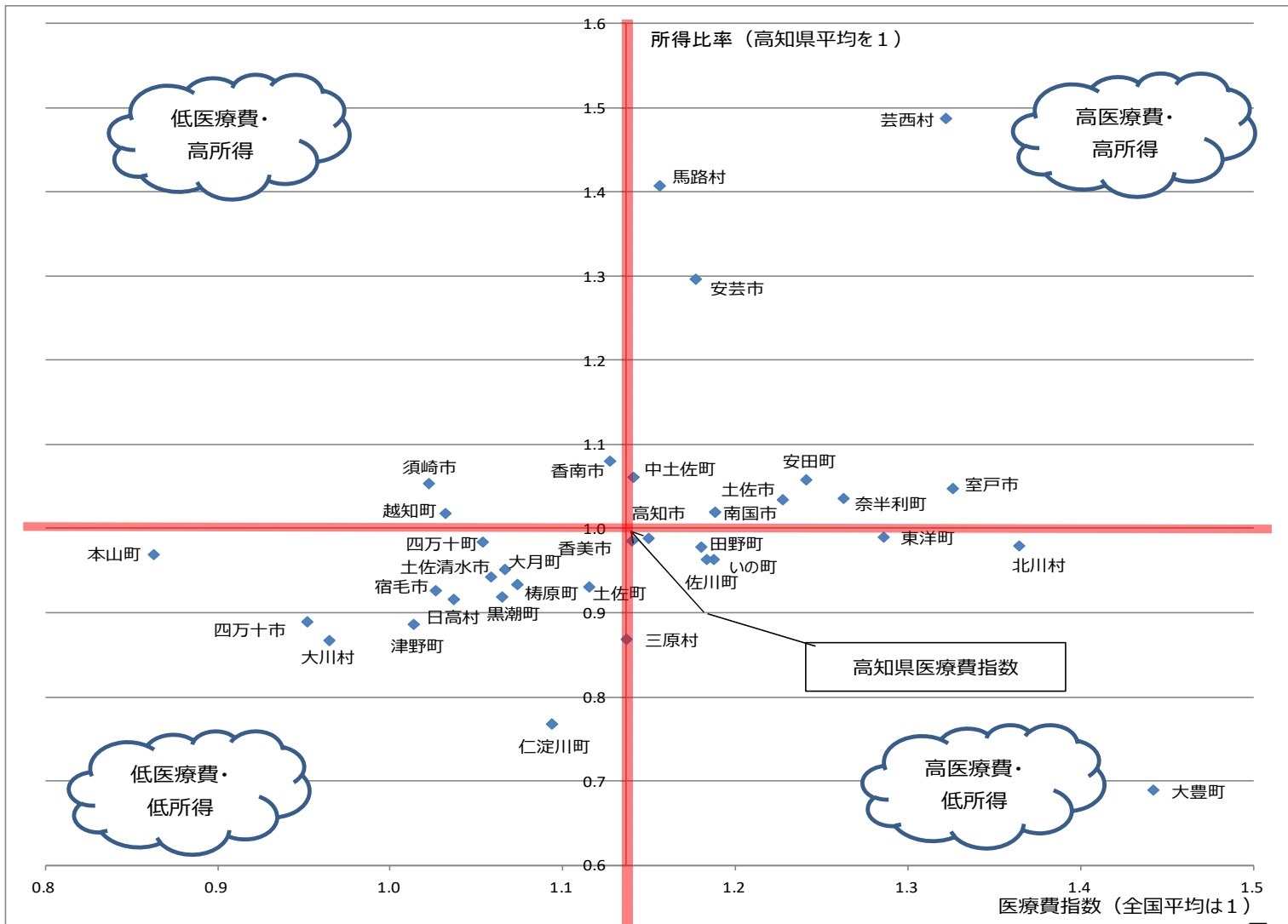


令和2年度 国保事業費納付金の本算定に用いた

「医療費指数（年齢調整後）」（平成28～30年度平均）と「所得」（平成29～令和元年度平均）について

この表は、各市町村に配分された納付金額を分析する際に活用する。
 （「高医療費・高所得」は納付金：多、「低医療費・低所得」は納付金：少）

	医療費指数 (H28～30 平均)		所得比率 (H29～R1 医療分平均)	
	X	順位	Y	順位
高知市	1.149	15	0.988	14
室戸市	1.325	3	1.048	8
安芸市	1.176	13	1.296	3
南国市	1.188	9	1.020	11
土佐市	1.227	8	1.035	10
須崎市	1.022	30	1.053	7
四万十市	0.951	33	0.890	29
土佐清水市	1.058	25	0.942	23
宿毛市	1.026	29	0.926	26
東洋町	1.285	5	0.991	13
奈半利町	1.262	6	1.035	9
田野町	1.180	12	0.979	18
安田町	1.241	7	1.059	6
北川村	1.364	2	0.980	17
馬路村	1.156	14	1.408	2
芸西村	1.322	4	1.488	1
香美市	1.140	17	0.985	15
香南市	1.127	19	1.081	4
大川村	0.964	32	0.867	32
土佐町	1.115	20	0.931	25
本山町	0.863	34	0.970	19
大豊町	1.442	1	0.690	34
いの町	1.187	10	0.964	20
仁淀川町	1.094	21	0.768	33
佐川町	1.183	11	0.963	21
越知町	1.032	28	1.018	12
中土佐町	1.140	16	1.061	5
四万十町	1.054	26	0.984	16
日高村	1.037	27	0.916	28
津野町	1.013	31	0.887	30
梶原町	1.074	22	0.934	24
黒潮町	1.064	24	0.920	27
大月町	1.066	23	0.951	22
三原村	1.137	18	0.869	31
高知県平均	1.137		1.000	



令和2年度 国保事業費納付金の算定に用いた各種数値について（令和元年度との比較）

		令和元年度 納付金 (H31.1 本算定)	令和2年度 納付金 (R2.1 本算定) ※【 】内はR元の本算定との差
算定対象年度		令和元年度	令和2年度
医療費指数		平成27～29年度の3年平均 (特別高額医療費（1件当たり420万円超のレセプトのうち200万円超の部分）を共同負担)	平成28～30年度の3年平均 (特別高額医療費（1件当たり420万円超のレセプトのうち200万円超の部分）を共同負担)
所得		平成28～30年度の3年平均	平成29～令和元年度の3年平均
公 費 (国 費)	国・普通調整交付金 (県全体の納付金を低減)	合計：6,465,911千円 ・医療分：5,032,068千円 ・後期分：1,061,389千円 ・介護分：372,454千円	合計：6,133,086千円【▲332,825千円】 ・医療分：4,493,449千円【▲538,619千円】 ・後期分：1,170,471千円【+109,082千円】 ・介護分：469,166千円【+96,712千円】
	激変緩和用の暫定措置 (個別市町村の納付金を低減)	155,193千円 (全国250億円を被保険者数で按分)	124,845千円【▲30,348千円】 (全国200億円【▲50億円】を被保険者数で按分)
	追加激変緩和用の 特別調整交付金 (個別市町村の納付金を低減)	62,077千円 (全国100億円を被保険者数で按分)	49,938千円【▲12,139千円】 (全国80億円【▲20億円】を被保険者数で按分)
	特別調整交付金 (子ども分) (個別市町村の納付金を低減)	79,763千円 (全国100億円)	90,544千円【+10,781千円】 (全国100億円【前年度同額】)
	保険者努力支援制度 (都道府県分) (県全体の納付金を低減)	265,755千円 (全国500億円)	420,804千円【+155,049千円】 (全国500億円【前年度同額】) (※予防・健康づくりを推進するために増額された保険者努力支援制度の新規分（予防・健康づくり支援交付金）については、交付年度の納付金算定では考慮しないこととされている。)
	保険者努力支援制度 (市町村分) (個別市町村に県を経由して交付。 市町村は、納付金や独自事業の 財源に充てる。)	334,304千円 (全国500億円)	324,804千円【▲9,500千円】 (全国500億円【前年度同額】)

令和2年度の国保事業費納付金の算定の前提条件について（令和元年度との比較）

算定の前提条件 (主なもの)	令和元年度 納付金 本算定時	令和2年度 納付金 本算定時	変更点
医療費指数反映係数 α	$\alpha = 1$ (納付金算定において、市町村ごとの医療費の差異を全て反映する。)	$\alpha = 1$ (納付金算定において、市町村ごとの医療費の差異を全て反映する。)	変更なし。
所得係数 β	・医療分 0.77 ・後期分 0.78 ・介護分 0.79 いずれも国基準の「 β =高知県平均の1人当たり所得/全国平均の1人当たり所得」を用いる。	・医療分 0.77 ・後期分 0.79 ・介護分 0.80 いずれも国基準の「 β =高知県平均の1人当たり所得/全国平均の1人当たり所得」を用いる。	考え方に変更なし。 (全国平均所得と本県平均所得との比較であるため、値は若干、変化する。)
年齢調整後の医療費指数の算出における、共同負担の実施	特別高額医療費（1件420万円超レセプトのうち200万円超部分）を共同負担を行い、年齢調整後の医療費指数を算出する。	特別高額医療費（1件420万円超レセプトのうち200万円超部分）を共同負担を行い、年齢調整後の医療費指数を算出する。	変更なし。
医療分の激変緩和の基準値	小規模な市町村では、年度によって基準値がマイナス値になるなど、医療分は年度間の変動が大きいため、平成27年度と28年度の2か年平均を使用。	小規模な市町村では、年度によって基準値がマイナス値になるなど、医療分は年度間の変動が大きいため、平成27年度と28年度の2か年平均を使用。	変更なし。
激変緩和措置における「許容範囲」	自然増等+1パーセント (自然増等は制度改革による影響ではないため、激変緩和措置の対象外)	自然増等+1パーセント (自然増等は制度改革による影響ではないため、激変緩和措置の対象外)	変更なし。
自然増等の割合	・医療分：12.63% (4.04%) ・後期分：12.11% (3.88%) ・介護分：4.83% (1.58%) ○3つの合算：11.93% (3.83%) ※H28→R1の3年間の伸び率。 ()内は単年度平均。	・医療分：12.81% (3.06%) ・後期分：15.49% (3.67%) ・介護分：4.23% (1.04%) ○3つの合算：12.69% (3.03%) ※H28→R2の4年間の伸び率。 ()内は単年度平均。	考え方に変更なし。
平成30年度に取り崩した 県財政安定化基金への補填分	-	・医療分：452百万円 ・後期分：122百万円 ・介護分：35百万円 ○合計：609百万円	-

令和2年度 県国保特会の予算規模 80,844,308千円【対前年度当初比 108,355千円減、0.1%減】

<県国保特会からの主な歳出>

- 保険給付費等交付金(普通交付金)(市町村) 64,743,604千円
- 保険給付費等交付金(特別交付金)(市町村) 1,774,131千円
- 後期高齢者支援金等(社会保険診療報酬支払基金) 9,875,479千円
- 介護納付金(社会保険診療報酬支払基金) 3,530,507千円
- 被保険者の健康づくりと医薬品の適正使用に向けた取組(県実施) 16,654千円

<県一般会計からの主な歳出>

- 保険基盤安定負担金 2,983,581千円
- ・保険料軽減分【県負担分3/4(市町村1/4)】(市町村) 2,548,056千円
- ・保険者支援分【県負担分1/4(国1/2、市町村1/4)】(市町村) 435,525千円

県全体で健康づくり事業に取り組むことにより、医療費適正化を推進するとともに、保険者努力支援交付金の市町村分の確保につなげる。

歳出

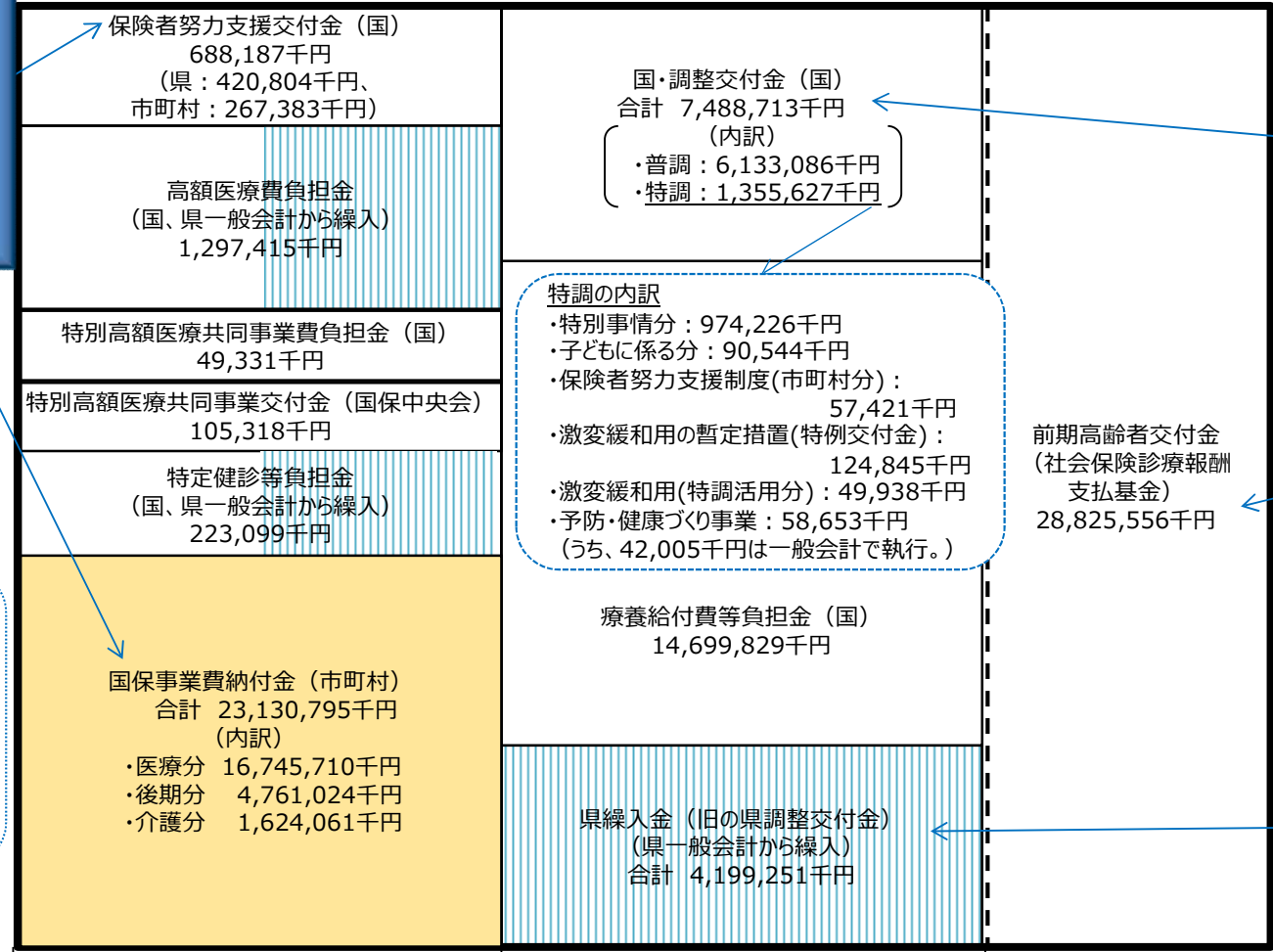
保険者努力支援交付金
○後発医薬品の使用割合や収納率の向上など、保険者としての努力を行う都道府県や市町村に対する交付金。

国保事業費納付金
○保険給付費等交付金(普通交付金)、後期高齢者支援金等、介護納付金、前期高齢者納付金の財源とするため、県が算定し、市町村が県に納付。
○各市町村は、この額等をもとに、国保料率を決定し、賦課・徴収する。

一般会計繰入金
4,962,130千円(※2)
○県繰入金(旧の県調交)
: 4,199,251千円(再掲)
○高額医療費負担金: 648,708千円(再掲)
○特定健診等負担金: 111,550千円(再掲)
○職員給与と費等繰入金(総務費): 2,621千円

※1: () 書きは歳出先または歳入元。
※2: 歳入の縦線部分は、県一般会計から国保特会への繰り入れ部分。

歳入(県国保特会)



国・調整交付金
○普通調整交付金 財政力の不均衡等を調整するために交付。
○特別調整交付金 画一的な測定方法では措置できない特別事情を考慮して交付。

前期高齢者交付金
○国保・被用者保険の65歳から74歳の前期高齢者の加入割合の偏在による保険者間の財政の不均衡を、各保険者の前期高齢者の加入割合により調整。

県繰入金
○1号繰入金 一般会計から国保特会に繰入れ、保険給付費等交付金(普通交付金)の財源に充てる。
○2号繰入金 国保事業の運営の安定化に資する事業を行う市町村に交付。

50%

公費(国・県) 50%

資料 3

令和元年度 第 2 回 県国保連協

令和 2 年 2 月 14 日 (金)

令和 2 年度の「標準保険料率」の公表について

高知県
健康政策部 国民健康保険課

令和2年度の標準保険料率について

■ 標準保険料率について（3つの標準保険料率）

① 都道府県標準保険料率	② 市町村標準保険料率	③ 市町村の算定方式に基づく標準保険料率
<p>・全国統一の保険料算定ルール（所得割、均等割の2方式等）により、都道府県間比較を行うもの。</p> <div style="border: 1px solid red; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 国民健康保険法で 都道府県は、 ・算定が義務付け ・公表に努める </div>	<p>・県内統一の保険料算定ルール（所得割、均等割、平等割の3方式等）により市町村間比較を行うもの。</p> <div style="border: 1px solid red; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 国民健康保険法において 都道府県は、 ・算定が義務付け ・公表に努める </div>	<p>・令和2年1月時点で市町村から指定された算定方法（算定方式や被保険者の所得、賦課割合等）によって算定。</p> <div style="border: 1px solid yellow; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto; background-color: #fff9c4;"> 算定は任意 </div>

■ 標準保険料率の主な算定条件

	① 都道府県標準保険料率 (全国統一ルールで 都道府県間の比較)	② 市町村標準保険料率 (県内統一ルールで 県内市町村間の比較)
標準的な保険料算定方式	2方式（所得割・均等割）	3方式（所得割・均等割・平等割）
所得割と資産割、均等割と平等割の賦課割合	所得割：資産割 = 100 : 0 (2方式のため、資産割を用いない。) 均等割：平等割 = 100 : 0 (2方式のため、平等割を用いない。)	所得割：資産割 = 100 : 0 (3方式のため、資産割を用いない。) 均等割：平等割 = 70 : 30
賦課限度額 (令和元年度)	医療分：61万円、後期高齢者支援金分：19万円、介護納付金分：16万円	
標準的な収納率	各市町村の調整後の保険料必要収納額の総和で算定するため、設定がありません。	市町村ごとに、被保険者数の規模に応じて、標準的な収納率を設定しています。

① 都道府県標準保険料率（2方式）

⇒全国統一の保険料算定ルールにより、都道府県間の比較を行うもの。

区分	所得割率 (%)	均等割額 (円)
医療分	8.27%	48,274円
後期高齢者支援金分	2.71%	15,529円
介護納付金分	2.22%	16,310円

※注意：都道府県標準保険料率は実際の保険料（税）率を示すものではありません。

令和2年度の「②市町村標準保険料率」（県内統一の算定方式（3方式等））

「②市町村標準保険料率」（3方式）

⇒県内統一の保険料算定ルール（所得割、均等割、平等割の3方式等）により市町村間の比較を行うもの。

※令和2年度に市町村が実際に賦課する国保料（税）率は、県が示す「標準保険料率」や「国保事業費納付金」等を参考に、基金繰入金などの市町村独自の財源の活用や収納率等を踏まえ、各市町村が決定するため、下に示す「市町村標準保険料率」は、令和2年度に市町村が賦課する国保料（税）率とは異なります。

No.	保険者名	医療分			後期高齢者支援金分			介護納付金分		
		所得割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)
1	高知市	8.91	36,501	25,049	2.79	11,248	7,719	2.34	11,909	5,968
2	室戸市	8.72	35,716	24,511	2.68	10,780	7,398	2.15	10,962	5,493
3	安芸市	8.54	34,986	24,010	2.66	10,693	7,338	2.17	11,037	5,531
4	南国市	8.79	36,007	24,711	2.70	10,885	7,470	2.28	11,596	5,811
5	土佐市	8.22	33,673	23,108	2.62	10,540	7,234	2.08	10,617	5,320
6	須崎市	7.71	31,586	21,676	2.65	10,648	7,307	2.28	11,599	5,812
7	土佐清水市	6.98	28,604	19,630	2.62	10,535	7,230	2.18	11,109	5,567
8	宿毛市	6.00	24,569	16,861	2.67	10,727	7,362	2.20	11,202	5,613
9	四万十市	6.59	26,994	18,525	2.66	10,704	7,346	2.24	11,416	5,721
10	香南市	7.96	32,616	22,383	2.66	10,706	7,347	2.17	11,070	5,547
11	香美市	7.83	32,077	22,013	2.64	10,629	7,294	2.16	11,013	5,519
12	東洋町	7.66	31,393	21,544	2.52	10,148	6,964	1.73	8,813	4,416
13	奈半利町	8.99	36,815	25,265	2.65	10,661	7,316	1.99	10,153	5,087
14	田野町	8.86	36,316	24,922	2.54	10,209	7,006	2.06	10,499	5,261
15	安田町	10.11	41,423	28,427	2.65	10,677	7,328	2.26	11,488	5,757
16	北川村	9.43	38,632	26,511	2.68	10,800	7,411	1.82	9,258	4,639
17	馬路村	7.80	31,964	21,936	2.58	10,369	7,116	2.37	12,060	6,043
18	芸西村	11.28	46,222	31,721	2.74	11,012	7,557	2.31	11,763	5,894
19	大川村	0.55	2,254	1,547	2.30	9,272	6,363	1.87	9,543	4,782
20	土佐町	7.87	32,253	22,134	2.49	10,039	6,889	1.60	8,148	4,083
21	本山町	6.25	25,611	17,576	2.59	10,411	7,145	2.13	10,839	5,431
22	大豊町	9.21	37,740	25,900	2.59	10,430	7,157	1.93	9,833	4,927
23	佐川町	8.38	34,343	23,568	2.62	10,558	7,246	2.29	11,669	5,847
24	越知町	7.38	30,217	20,737	2.61	10,500	7,205	2.21	11,236	5,630
25	中土佐町	8.55	35,025	24,036	2.68	10,772	7,392	2.28	11,623	5,824
26	日高村	6.68	27,383	18,792	2.61	10,496	7,203	2.22	11,285	5,655
27	梶原町	10.39	42,578	29,219	2.68	10,773	7,393	1.75	8,889	4,454
28	大月町	7.82	32,050	21,995	2.53	10,185	6,989	2.25	11,443	5,734
29	三原村	8.60	35,229	24,176	2.61	10,521	7,220	2.18	11,098	5,561
30	いの町	7.89	32,326	22,184	2.69	10,842	7,440	2.28	11,614	5,820
31	津野町	7.19	29,479	20,230	2.62	10,553	7,242	2.24	11,396	5,710
32	仁淀川町	7.06	28,942	19,862	2.42	9,730	6,678	2.22	11,327	5,676
33	四万十町	6.40	26,238	18,006	2.68	10,768	7,389	2.22	11,309	5,667
34	黒潮町	7.83	32,101	22,030	2.64	10,615	7,285	2.24	11,384	5,704

令和2年度の「③市町村の算定方式に基づく標準保険料率」（市町村から指定された算定方法）

「③市町村の算定方式に基づく標準保険料率」（市町村から指定された算定方法）

⇒令和2年1月時点で市町村から指定された算定方法（算定方式や被保険者の所得、賦課割合等）によって算定。

※令和2年度に市町村が実際に賦課する国保料（税）率は、県が示す「標準保険料率」や「国保事業費納付金」等を参考に、基金繰入金などの市町村独自の財源の活用や収納率等を踏まえ、各市町村が決定するため、下に示す「市町村標準保険料率」は、令和2年度に市町村が賦課する国保料（税）率とは異なります。

No.	保険者名	医療分				後期高齢者支援金分				介護納付金分			
		所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)
1	高知市	10.34	-	27,767	28,751	3.21	-	8,617	8,923	2.75	-	8,873	6,760
2	室戸市	9.72	-	31,694	27,138	1.60	-	14,665	8,266	2.16	-	10,709	6,001
3	安芸市	8.52	-	33,920	28,416	2.67	-	10,398	8,553	2.16	-	11,457	5,257
4	南国市	9.37	-	28,003	32,835	2.87	-	8,430	10,053	2.35	-	9,336	7,476
5	土佐市	7.96	30.35	24,864	27,561	2.63	10.30	7,460	8,042	2.27	6.85	7,876	5,736
6	須崎市	7.90	30.62	21,060	21,689	3.34	13.71	5,109	5,892	2.22	7.81	7,811	5,783
7	土佐清水市	7.63	24.50	19,689	21,936	3.07	11.53	7,281	6,118	2.86	5.48	7,469	4,548
8	宿毛市	4.43	-	21,076	14,542	1.95	-	9,265	6,393	1.47	-	9,800	4,894
9	四万十市	7.20	-	23,132	16,986	2.71	-	9,709	7,651	2.30	-	10,323	5,617
10	香南市	8.09	-	31,403	22,985	2.65	-	10,387	7,603	2.11	-	10,993	5,600
11	香美市	8.75	-	28,293	19,367	2.98	-	9,445	6,465	2.37	-	9,936	5,055
12	東洋町	8.11	-	28,923	20,049	2.53	-	9,857	5,859	1.22	-	11,342	-
13	奈半利町	8.35	47.46	31,073	25,118	2.42	13.81	9,058	7,322	1.98	-	12,425	-
14	田野町	9.80	-	33,180	25,424	2.70	-	8,640	8,830	2.36	-	12,974	-
15	安田町	10.76	50.09	29,833	29,933	2.72	10.74	9,254	6,647	2.29	-	17,217	-
16	北川村	11.82	31.58	23,863	24,648	3.04	12.44	7,340	6,908	2.68	-	10,309	-
17	馬路村	5.98	43.89	26,388	28,603	1.68	11.34	9,974	11,188	2.52	-	15,228	-
18	芸西村	13.21	-	36,242	33,715	3.19	-	9,062	7,493	2.54	-	9,310	8,899
19	大川村	0.54	-	2,233	1,261	2.25	-	9,250	5,221	1.89	-	9,093	3,270
20	土佐町	6.63	39.99	27,210	21,056	2.08	12.54	8,533	6,603	1.15	10.86	7,593	3,476
21	本山町	6.59	32.86	20,744	15,558	2.79	13.77	7,702	7,171	2.26	7.63	7,414	6,720
22	大豊町	8.07	-	35,712	29,792	2.38	-	10,404	6,959	1.63	-	10,178	4,613
23	佐川町	8.09	-	33,658	24,527	2.48	-	10,582	7,640	2.13	-	11,854	5,650
24	越知町	8.66	34.45	18,515	18,643	2.75	12.50	7,843	7,407	2.38	16.38	9,091	4,803
25	中土佐町	9.85	-	32,046	21,420	3.06	-	9,945	6,648	2.64	-	11,026	5,308
26	日高村	6.66	-	27,069	18,842	2.52	-	10,480	7,664	2.18	-	11,302	5,496
27	梶原町	11.41	-	36,975	24,318	2.92	-	9,425	6,199	1.50	-	8,263	3,633
28	大月町	7.54	30.68	24,873	25,672	2.60	10.32	7,446	8,606	1.81	8.31	9,778	7,772
29	三原村	8.84	23.64	22,459	29,030	2.24	11.06	9,298	6,648	2.29	1.84	5,779	9,012
30	いの町	8.12	-	30,652	21,947	2.76	-	10,630	6,980	2.38	-	10,637	5,907
31	津野町	7.78	-	25,012	22,175	2.92	-	9,028	8,004	2.07	-	10,186	6,808
32	仁淀川町	7.09	-	28,367	18,881	2.36	-	9,705	6,494	2.10	-	11,666	5,603
33	四万十町	8.09	-	17,135	20,852	3.67	-	7,224	7,766	2.68	-	8,703	5,414
34	黒潮町	8.20	30.95	22,640	24,598	2.81	10.58	7,538	8,190	2.29	7.56	8,448	6,600

【参考】令和元年度の「③市町村の算定方式に基づく標準保険料率」（市町村から指定された算定方法）

No.	保険者名	医療分				後期高齢者支援金分				介護納付金分			
		所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)
1	高知市	10.37	-	27,002	28,274	3.10	-	8,080	8,461	3.06	-	9,512	7,024
2	室戸市	10.89	-	33,287	27,891	1.65	-	14,350	7,916	2.28	-	10,738	5,364
3	安芸市	8.46	-	33,080	23,768	2.62	-	10,120	6,752	2.18	-	10,894	5,086
4	南国市	8.83	-	29,643	31,928	2.79	-	9,218	10,101	2.39	-	9,982	7,485
5	土佐市	8.42	31.85	25,462	28,295	2.69	10.52	7,411	8,017	2.47	7.42	8,090	5,793
6	須崎市	7.62	42.82	30,782	22,122	2.38	13.71	9,253	6,650	1.64	12.42	10,858	5,422
7	土佐清水市	8.25	28.59	25,813	28,893	2.73	11.07	7,952	6,712	2.31	4.80	8,323	4,746
8	宿毛市	4.14	-	19,118	13,361	1.81	-	8,340	5,829	1.39	-	8,073	3,832
9	四万十市	7.53	-	24,273	18,145	2.69	-	9,654	7,740	2.15	-	9,844	5,103
10	香南市	8.54	-	31,333	22,403	2.69	-	9,605	8,024	2.36	-	9,876	5,968
11	香美市	9.06	-	31,691	21,015	2.73	-	9,729	8,065	2.37	-	8,589	6,839
12	東洋町	7.54	-	28,647	19,307	2.21	-	8,872	5,979	1.36	-	11,584	-
13	奈半利町	8.76	37.39	32,547	22,963	2.46	10.43	9,292	6,556	2.44	-	13,163	-
14	田野町	7.51	36.88	26,726	21,351	2.62	7.99	8,038	7,927	2.53	-	13,434	-
15	安田町	10.63	67.00	28,283	27,500	2.90	12.86	5,320	6,654	1.14	-	19,094	-
16	北川村	12.64	34.17	24,728	25,377	3.01	12.47	7,045	6,587	2.12	-	10,250	-
17	馬路村	6.46	38.45	20,140	23,898	2.15	11.77	9,015	10,993	3.24	-	14,722	-
18	芸西村	11.91	-	34,855	34,725	3.03	-	8,098	8,062	2.26	-	9,328	9,253
19	大川村	0.59	-	1,511	889	3.11	-	7,942	4,674	2.43	-	6,617	2,945
20	土佐町	7.69	42.54	26,322	17,494	2.33	12.56	7,785	4,829	1.55	8.85	6,194	3,816
21	本山町	6.09	32.98	19,364	14,514	2.75	14.71	7,806	6,827	2.11	7.65	7,027	5,893
22	大豊町	9.04	-	36,138	35,959	2.14	-	9,178	6,705	1.70	-	9,834	3,852
23	佐川町	7.19	-	30,126	20,778	2.55	-	10,513	7,250	2.21	-	11,603	5,592
24	越知町	9.03	31.34	20,635	19,470	2.56	12.06	8,033	7,195	2.29	13.05	9,182	4,839
25	中土佐町	8.07	-	25,249	24,355	2.34	-	9,904	6,673	1.81	-	7,505	4,159
26	日高村	7.98	-	25,172	16,994	2.80	-	9,229	6,921	3.29	-	11,254	5,848
27	梶原町	10.29	-	31,380	20,902	3.10	-	9,443	6,290	1.85	-	8,415	3,691
28	大月町	6.79	26.06	22,205	23,258	2.55	10.32	7,083	8,119	1.65	8.34	9,118	7,283
29	三原村	9.76	23.74	22,543	28,766	2.24	10.06	8,476	5,980	2.46	1.71	5,373	7,485
30	いの町	7.75	-	33,486	22,396	2.49	-	10,783	7,380	2.13	-	12,124	5,266
31	津野町	8.02	20.72	20,014	23,325	3.20	3.68	6,564	8,490	1.89	10.78	5,865	6,052
32	仁淀川町	6.92	-	30,414	20,409	2.16	-	9,671	6,525	2.02	-	10,714	4,574
33	四万十町	9.84	-	20,253	24,848	3.71	-	7,113	7,709	2.90	-	8,923	5,146
34	黒潮町	8.34	31.16	23,571	24,546	2.65	10.82	7,188	7,690	2.10	6.43	7,549	5,230

【参考】令和元年度の高知県内の市町村における国保料（税）率について

※県内の市町村において、令和元年度に実際に賦課されている国保料（税）率の一覧表です。

番号	市町村名	基礎賦課（課税）額				後期賦課（課税）額				介護賦課（課税）額			
		所得割（％）	資産割（％）	均等割（円）	平等割（円）	所得割（％）	資産割（％）	均等割（円）	平等割（円）	所得割（％）	資産割（％）	均等割（円）	平等割（円）
1	高知市	8.96	-	21,600	24,000	2.92	-	7,200	7,800	2.76	-	8,400	6,600
2	室戸市	9.20	-	31,900	26,800	1.10	-	9,400	5,200	2.20	-	10,800	5,800
3	安芸市	7.90	-	29,000	23,000	2.50	-	9,000	7,000	2.30	-	11,000	5,000
4	南国市	8.30	-	26,300	30,000	2.60	-	8,100	9,400	2.30	-	9,100	7,200
5	土佐市	8.00	30.28	23,600	26,800	2.50	9.72	6,700	7,400	2.50	7.50	8,000	5,900
6	須崎市	7.80	30.00	24,000	25,000	3.20	13.00	6,000	7,000	2.00	7.00	7,700	5,600
7	四万十市	6.40	-	20,000	15,000	2.50	-	8,700	7,000	2.10	-	9,000	5,000
8	土佐清水市	7.30	25.00	22,000	25,000	2.50	10.00	7,000	6,000	2.50	5.00	8,000	5,000
9	宿毛市	8.00	-	22,000	23,000	2.30	-	6,000	5,500	2.00	-	7,500	5,300
10	東洋町	7.10	-	24,000	16,000	1.90	-	7,000	4,000	1.10	-	8,000	-
11	奈半利町	6.35	38.00	24,900	19,000	1.90	12.00	7,500	5,700	1.90	-	11,800	-
12	田野町	7.00	-	24,000	18,000	2.10	-	6,800	6,800	2.00	-	10,500	-
13	安田町	7.10	38.00	21,000	22,000	2.20	10.00	8,000	6,000	1.80	-	15,600	-
14	北川村	7.50	20.00	20,500	22,500	2.20	9.00	7,200	7,200	1.80	-	10,000	-
15	馬路村	6.20	45.00	23,000	26,000	1.20	8.00	6,000	7,000	1.60	-	8,400	-
16	芸西村	8.50	-	25,000	23,000	2.70	-	8,000	7,000	2.30	-	9,000	9,000
17	香美市	8.50	-	26,400	20,000	3.00	-	8,400	8,000	2.40	-	9,000	7,000
22	香南市	7.70	-	27,500	20,000	2.30	-	8,000	6,800	2.00	-	8,000	5,000
26	大川村	1.90	-	6,700	4,200	2.70	-	9,000	5,300	2.10	-	7,600	3,300
27	土佐町	6.00	33.00	21,000	15,000	2.00	10.30	6,800	4,600	1.60	9.00	6,000	4,000
30	本山町	6.50	35.00	20,500	15,500	3.00	16.00	8,500	7,500	3.00	11.00	9,500	8,500
31	大豊町	6.80	-	28,000	25,000	2.35	-	9,500	6,600	1.90	-	9,900	4,600
32	いの町	6.80	-	28,000	19,000	2.30	-	9,500	6,600	2.00	-	10,500	4,900
36	仁淀川町	5.80	-	23,200	16,000	2.14	-	8,800	6,100	1.77	-	9,200	4,200
37	佐川町	7.30	-	30,100	20,800	2.50	-	10,500	7,200	2.20	-	11,600	5,500
38	越知町	7.70	30.00	18,000	18,000	2.70	13.00	9,000	8,000	2.50	17.00	11,000	6,000
39	中土佐町	7.35	-	22,000	21,000	2.22	-	9,000	6,000	2.14	-	8,000	5,000
40	四万十町	7.90	-	16,000	19,800	3.40	-	6,400	7,000	2.70	-	8,000	5,000
41	日高村	7.00	-	27,600	19,200	2.30	-	9,300	6,800	2.50	-	12,600	6,200
42	津野町	7.80	-	26,000	24,000	3.20	-	8,000	8,000	2.20	-	8,000	7,000
46	梶原町	8.30	-	24,100	16,200	2.70	-	7,900	5,300	1.70	-	7,000	3,400
48	黒潮町	7.10	26.00	20,600	21,600	2.75	11.00	7,800	8,400	2.60	8.00	9,300	7,000
50	大月町	7.00	28.00	22,000	23,000	3.00	12.00	8,000	9,200	1.43	7.16	7,000	6,000
53	三原村	6.22	15.00	13,500	18,000	2.25	10.00	8,000	5,900	1.45	1.00	3,000	4,500

次期の「高知県国民健康保険運営方針」(※)の策定スケジュール(イメージ)

参考資料

※【高知県国民健康保険運営方針】：国民健康保険が将来にわたり安定的に運営されるよう、県内における統一的な運営方針を定めたもの。

	R2年 2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R3年 1月	2月	3月
策定スケジュール														
運営協議会	2 / 14 (令和2年度国保特会予算 (案)等)				(運営方針の改定について) 運営協議会開催			(運営方針(案)の審議) 運営協議会開催		(運営方針(案)の諮問・答申) 運営協議会開催			(令和3年度国保特会予算 (案)等) 運営協議会開催	